第五十二条の十六第二項	又は弁護人	、弁護人、共同被告人又はその弁護人
第五十二条の十六第三項	裁判長、受命裁判官又は受託裁判官	裁判長
第五十二条の十六第四項	前条第四項又は弁護人	前条第一項、弁護人、共同被告人又はその弁護人
第百六条第一項本文	証人の尋問を請求した者	公判期日外において被告人の供述を求める検察官、弁護人、共同被告人又はその弁護人
第百六条第五項	相手方及びその弁護人	検察官、弁護人、共同被告人及びその弁護人（これらの者のうち第一項の書面を差し出す者を除く。）
第百八条第一項	被告人又は弁護人	弁護人、共同被告人又はその弁護人
	相手方及びその弁護人	検察官、弁護人、共同被告人及びその弁護人（これらの者のうち同項の書面を差し出した者を除く。）
第百八条第二項	相手方又はその弁護人	前項の規定による告知を受けた者
第百九条第一項	職権で被告人及び弁護人	裁判長又は陪席の裁判官が弁護人、共同被告人及びその弁護人
第百九条第二項	被告人又は弁護人	弁護人、共同被告人又はその弁護人
第百二十六条第一項	被告人又は弁護人	弁護人、共同被告人又はその弁護人
	整理されたとき、又はその送付を受けた	整理された
第百二十六条第二項及び第三項	被告人	共同被告人

2　刑事訴訟規則第五十二条の五第二項第一号及び第二号の規定は、前項において読み替えて準用する同規則第五十二条の四本文の規定により公判期日外における被告人に対する質問及びその供述を速記した速記録を調書の一部とする場合において、被告人が速記原本の訳読を請求したときについて準用する。

3　刑事訴訟規則第五十二条の十五第二項第一号及び第二号の規定は、第一項において読み替えて準用する同規則第五十二条の十四の規定により公判期日外における被告人に対する質問及びその供述を録音した録音体を反訳した調書を作成する場合において、被告人が録音体の再生を請求したときについて準用する。

附　則

この規則は、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十二号）の施行の日（平成二十三年十二月一日）から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

省　令

○厚生労働省令第百二十九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令

電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　健康診断（第五十六条―第五十九条）」を「第八章　健康診断（第五十六条―第五十九条）　第九章　指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出（第六十条―第六十二条）　第十章　雑則（第六十条―第六十二条）」に改める。

第六十二条中「第五十四条第四項」の下に「、第五十九条の二」を加える。

第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章　指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出

（指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出）

第五十九条の二　事業者は、厚生労働大臣が指定する緊急作業（以下この条及び様式第三号において「指定緊急作業」という。）に従事し、又は従事したことのある労働者（様式第三号において「指定緊急作業従事者等」という。）について、当該労働者が指定緊急作業又は放射線業務に従事する期間（当該労働者が法第六十六条第四項の規定による指示に基づく健康診断を受けることとされている場合には、当該健康診断を実施すべきとされた期間を含む。）に受けた健康診断に係る次の各号に掲げる当該健康診断の結果の記録を作成したときは、遅滞なく、その写し（当該記録が、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものをいう。）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　安衛則第五十一条に規定する健康診断個人票（安衛則第四十四条第一項及び第四十五条第一項の健康診断並びに法第六十六条第四項の規定による指示を受けて行つた健康診断の結果の記録に限る。）（安衛則様式第五号）

二　第五十七条に規定する電離放射線健康診断個人票（様式第一号）

2　事業者は、次の各号に掲げる労働者の区分に応じ、第八条第三項又は第五項の規定による測定又は計算の結果に基づき、第九条第二項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定された当該労働者の線量及び第四十五条第一項の規定による記録その他の必要事項を記載した線量等管理実施状況報告書（様式第三号）を作成し、当該各号に定める日に、書面又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）に係る記録媒体により厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　指定緊急作業に従事する労働者（毎月末日（当該労働者が指定緊急作業に従事する間に限る。）

二　放射線業務（指定緊急作業を除く。）に従事する労働者（三月ごとの月の末日（当該労働者が放射線業務（指定緊急作業を除く。）に従事する間に限る。）